

○狛江市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

平成18年8月8日市長決裁

改正

平成19年8月20日市長決裁

平成20年3月28日市長決裁

平成20年4月21日市長決裁

平成21年1月22日市長決裁

平成23年1月27日市長決裁

狛江市ホームページにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年要綱第84号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、狛江市ホームページにおけるバナー広告（以下「バナー広告」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第5条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格

大きさ	縦64ピクセル・横160ピクセル
データ量	4KB以内
データ形式	GIF形式（アニメーションGIFは不可）

(2) 掲載位置及び掲載枠数 広告の掲載位置は、市のホームページのトップページで、トピックス及びライフイベント表示欄横に12枠、更新情報表示欄下に10枠とする。

(3) 広告掲載料及び掲載期間 広告の掲載料は1枠当たりトピックス及びライフイベント表示欄横で月額20,000円、更新情報表示欄下で月額15,000円とし、1か月単位で、1回の申込みにより最長12か月まで掲載することができる。

(広告掲載希望者の募集方法等)

第3条 要綱第7条に規定する募集は、原則として広報及びホームページに掲載する方法により行う。

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第8条の規定に基づく申込みは、狛江市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により、広告原稿を添付して市に申し込むものとする。

2 政策室長は、必要に応じて、申込みの際に業務内容等がわかる書類（登記簿謄本の写し、納税証明書等をいう。）の提示又は提出を求めることができるものとする。

(審査依頼)

第5条 政策室長は、前条の申込みが要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は、意見を添えて広告掲載審査依頼書（様式第2号）を狛江市行財政改革推進委員会に提出し、その審査に諮るものとする。

(審査完了の通知)

第6条 狛江市行財政改革推進委員会は、前条の依頼に基づく広告掲載の審査を終えたときは、政策室長へ広告掲載審査完了通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(広告掲載の決定通知)

第7条 要綱第9条第2項の規定に基づく決定の通知は、広告掲載決定通知書（様式第4号）又は広告非掲載決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 要綱第12条の規定に基づく取消しをしたときは、広告掲載取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに市所定の納入通知書により、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

(広告の掲載に伴う責任等)

第11条 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載期間の延長)

第12条 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じて、次に掲げるとおり掲載期間を延長する。ただし、定期的なメンテナンスは除く。

(1) 閉鎖した時間が6時間以上24時間以内の場合 1日延長

(2) 閉鎖した時間が24時間を超える場合 閉鎖日数+1日延長

(庶務)

第13条 バナー広告の掲載に関する事務は、政策室が担当する。

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成19年8月20日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日市長決裁)

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月21日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成21年1月22日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

付 則 (平成23年1月27日市長決裁)

この基準は、市長決裁の日から施行する。

様式第1号～様式第4号 (省略)